

本号で公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び埼玉県人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、職員の仕事と育児の両立支援に関し必要な事項を定めるための改正

二 内容

- (一) 部分休業の取得方法の拡充
- (二) 仕事と育児の両立支援制度に関する周知など、任命権者が講じなければならない措置を規定

三 施行期日

令和七年十月一日